

# 「ランニングの世界・友の会」会則

制 定：2008年11月11日

改定1：2009年4月7日

改定2：2010年12月9日

改訂3：2017年7月1日

## 第1章 総則

### ■名称

本会の名称を「ランニングの世界・友の会」とする。

### ■事務局

この会の事務局を下記に置く。

〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6 東京海洋大学 田村祐司研究室内

## 第2章 目的及び事業

### ■目的

本会は、走ることを通して自己を深め、仲間とつながり、自然と融合することにより、ランニングの世界を広げ、ランニングを文化として根付かせることを目的とする。

### ■事業

上記の目的を達成するために下記の事業を行い、そのために委員会を置く。

- 1) 身体と心を動かすイベントの開催
- 2) お互いを高める仲間づくりのための会員交流活動
- 3) 学べる場の企画と運営
- 4) 雑誌「ランニングの世界」等の刊行
- 5) その他、本会の目的を達するために必要な事業

委員会名発議の通りである

- 1) ランニング大学
- 2) イベント委員会
- 3) 編集・出版委員会
- 4) 広報委員会

## 第3章 会員

### ■会員

会員になろうとする者は入会申し込みを行い、会当該年度の会費を事務局に納入するものを会員とする。

### ■入会金及び会費

入会金：無料、年会費：2,000円（会計年度：4月～3月）

### ■資格の喪失

会員は次の事由によって資格を喪失する。

退会した時。会費を2年間滞納した時。

#### ■退会

退会：本人から事務局に退会届けを提出した場合、任意に退会することができる。

会員としてふさわしくない行為があると認められる時、幹事会で退会させることができる。

### 第4章 役員

#### ■役員

本会の役員は会長および幹事、事務局長、監事をおく。

#### ■役員を選任

幹事は幹事が推薦し、幹事会で選任する。

会長、事務局長、監事は幹事による互選とする。

#### ■役員の仕事

会長はこの会を統括する。

事務局長は会長及び幹事を補佐し、日常の事務を処理する。

幹事は幹事会を構成し会務の執行を決定し、運営する。

監事は本会の業務及び財産に関し、監査を行う。

#### ■役員の仕事

任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### ■役員の仕事

役員が職務を執行することが困難と認められた時、役員としてふさわしくない行為があると認められる時、幹事会で解任することができる。

### 第5章 会議

■本会の会議は幹事会とする。

■幹事会は幹事をもって構成する。

■幹事会は、会の事業計画、運営、収支決算を議決する。

### 第6章 資産及び会計

■本会の資産は、会費、寄付金、事業にともなう収入、その他の収入によって構成する。

■本会の資産は会長が管理し、管理方法は幹事会の議決により定める。

### 第7章 会則の変更及び解散

■本会則は幹事会において、5分の3以上の同意を得なければ変更することはできない。

■本会は幹事会において4分の3以上の同意を得て解散することができる。